

狭山市告示第48号

狭山市は、平成19年1月29日に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定により、狭山市立第一学校給食センター更新事業に関する実施方針を公表した。

この度、狭山市立第一学校給食センター更新事業を同法第6条の規定により特定事業として選定したので、同法第8条の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的な評価の結果を別紙のとおり公表する。

平成19年3月22日

狭山市長 仲川幸成

特定事業（狭山市立第一学校給食センター更新事業）の選定について

1. 事業の概要

（１） 事業名称

狭山市立第一学校給食センター更新事業（以下「本事業」という。）

（２） 事業内容

本事業は、実施方針で示したとおり、第一学校給食センターの更新に関わる以下の業務を選定事業者（以下「事業者」という。）が実施するものである。

ア 入間川中学校に置かれる新給食センター（以下「入間川給食センター」という。）及び柏原小学校に置かれる新給食センター（以下「柏原給食センター」という。）合わせて2つの学校給食センター（以下「本施設」という。）の設計及び建設に関する業務

イ 本施設の維持管理及び運営に関する業務

（３） 事業方式

事業者が本施設を設計・建設後、本施設を本市に引き渡し、本施設の維持管理・運営を行うＢＴＯ（Build-Transfer-Operate）方式により本事業を実施する。

（４） 事業期間

契約締結日（平成19年12月中の予定）から平成36年3月31日までの期間とする。

（５） 公共施設等の立地条件及び規模

ア 入間川給食センター

事業場所：埼玉県狭山市鶴ノ木6-46（入間川中学校敷地内）

敷地規模：約4,033㎡

供給能力：4,500食／日

イ 柏原給食センター

事業場所：埼玉県狭山市柏原1,141（柏原小学校敷地内）

敷地規模：約2,988㎡

供給能力：3,500食／日

2. 事業の評価

本市の財政負担額に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、総合的な評価を行った。

(1) 本市の財政負担見込額による定量的評価

ア 本市の財政負担額算定の前提条件

本事業を本市が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり設定した主な前提条件は、次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は本市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

《財政負担見込額算定の前提条件》

区分	本市が自ら実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担の 主な内訳	① 施設整備費（調査・設計費、建設工事費、工事監理費、什器・備品調達費等） ② 維持管理・運営費 ③ 地方債の償還に要する経費	① サービス購入費（調査・設計費、建設工事費、工事監理費、什器・備品調達費、維持管理・運営費、割賦手数料等） ② アドバイザー費 ③ モニタリング費 ④ 公租公課
共通事項	① 事業期間：約16年半（設計・建設：1年半、維持管理運営：約15年） ② 割引率：4.0% ③ インフレ率：考慮しない	
資金調達に 関する事項	① 国庫負担金（安全・安心な学校づくり交付金⇒学校給食施設整備費） ② 地方債（政府資金） ・ 償還期間20年（元本据置3年） ・ 元利均等償還（年2回、全34回） ・ 利率は、財政融資資金貸付金利の近年動向を踏まえて設定する。 ③ 地方債（縁故債） ・ 償還期間15年 ・ 元利均等償還（年2回、全30回） ・ 利率は、縁故債の近年動向を踏まえて設定する。 ④ 一般財源	① 国庫負担金（安全・安心な学校づくり交付金⇒学校給食施設整備費） ② 地方債（政府資金） ・ 償還期間20年（元本据置3年） ・ 元利均等償還（年2回、全34回） ・ 利率は、財政融資資金貸付金利の近年動向を踏まえて設定する。 ③ 一般財源 ④ 事業者の自己資金 ⑤ 民間金融機関借入金 ・ 償還期間約15年 ・ 元利均等償還（年4回、全58回） ・ 調達金利は、プロジェクトファイナンスの近年動向と直近の財政融資資金貸付金利を参考に、融資可能な水準に設定する。
設計及び建設工事等に関する費用	概略の施設計画に基づき、同種・同用途で、かつ、同規模の他事例の実績等を勘案して設定する。	本市が直接実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定する。
維持管理及び運営に関する費用	本市の第一学校給食センター及び他事例の実績等を勘案して設定する。	本市が直接実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定する。

イ 財政負担額の比較

上記前提条件に基づく財政負担額について、本市が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合とを比較すると次の表のとおりとなる。

区分	本市が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担額（現在価値）	5,985 百万円	5,379 百万円
指数	100.0	89.9

（２） PFI事業として実施することの定性的評価

ア 給食サービスの向上

本施設の設計、建設、維持管理及び運營業務を事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やノウハウ（専門的知識や技術的能力等）が十分に発揮され、当該敷地の有効活用や効率的かつ効果的な作業環境の創出が期待できる。これにより、食の安全の確実かつ継続的な確保や食育環境の改善等、さらなる給食サービスの向上が期待できる。

イ リスク分担の明確化による安定した事業運営

PFI手法により本事業を実施した場合、想定可能なリスクについて、あらかじめ本市と事業者との間でその責任分担を明確にし、その管理体制を適切に構築することによって、リスク発生の抑制を図るとともに、リスク発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、事業目的の円滑な遂行や安定かつ効率的な事業運営の確保が期待できる。

ウ 財政支出の平準化

本市が自ら事業を実施する場合は、施設整備段階で多額の財政負担が発生するのに対し、PFI方式で実施する場合は、施設整備費に民間資金を活用し、当該費用を公共サービスの対価の一部として維持管理・運営期間を通じて事業者 に一定額を支払うこととなるため、本施設の整備に係る財政支出を平準化することが可能となる。

（３） 総合評価

本事業はPFI方式で実施することにより、本市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担額について、約10%の削減（リスク調整額を除く。）を期待することができるとともに、給食サービスの水準の向上も期待することができる。

なお、本市から事業者に移転するリスクについては定量化していないが、この移転リスクを勘案すると、さらなるVFM（Value For Money）の拡大が見込まれる。

したがって、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第6条に基づく特定事業として選定する。